

経営継続補助金 2 次公募のご案内

申請様式は、J A こうかのホームページから
ダウンロードしたものをご使用ください。

※第 1 回目の申請書から様式が変更されていますのでご注意ください。

○目的

新型コロナウイルスの影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換などの経営継続に向けた農林漁業者の取組を支援します。

○対象者 農業者（個人・法人）

※新型コロナウイルスによる何らかの影響を受けておられる方が対象です。

○補助上限額

- ・単独申請 **150万円**
- ・グループ（共同）申請 **1,500万円**

※集落営農法人の場合、1 法人としてグループ申請はできません

<補助の対象となる経費>

（単独申請の例）

①経営継続に関する 取組に要する経費

- ①機械装置等費
- ②広報費・展示会等出展費
- ③旅費
- ④開発・取得費
- ⑤雑役務費
- ⑥借料
- ⑦専門家謝金・専門家旅費
- ⑧設備処分費
- ⑨委託費・外注費

補助率 **3/4**
補助上限額 **100万円**



②感染拡大防止 の取組に要する経費

- ①消毒費用
- ②マスク費用
- ③清掃費用
- ④飛沫対策費用
- ⑤換気費用
- ⑥その他の衛生管理費用
- ⑦PR費用

補助率 **定額**
補助上限額 **50万円**

- ・使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ・令和2年5月14日以降に発生し、事業期間中（原則、令和3年2月末まで）に支払が完了した経費
- ・証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

詳細は裏面へ



Q どのような農家が事業を利用できますか？

A **新型コロナウイルスの影響を受けた**方が、経営継続に向けた取組を行う際に活用できる補助金です。また、「支援機関」となる当JAから、計画作成・申請から採択後の実施まで伴走支援する旨の支援機関確認書の交付を受けることが必要です。

Q 申請の際にどんな書類が必要ですか。

A ①申請書、②経営計画書、③支援機関確認書、④補助金交付申請書、⑤車両購入の理由書（車両購入する場合のみ）が必要です。その他、直近の確定申告書類（第一表、第二表、収支内訳書又は青色申告決算書）、新規就農者等は開業届の添付が必要となります。提出書類については、申請者が個人か法人か、申請方法が単独か共同か等によって異なります。

Q 軽トラックの購入費用は、対象になりますか？

A 軽トラックは補助対象経費には含まれますが、**「感染時の業務継続体制の構築」のための経費には含まれません**。申請される際には、別の取組に係る経費で1/6の要件を満たしていただきます。また、「車両購入の理由書」を別途提出する等、いくつかの要件を満たす必要があります。

Q 審査はどのような形で採点されますか。

A 審査に関しては、補助金事務局による申請書類の確認といった「要件審査」、外部専門家による経営計画書の内容を精査する「加點審査」の2つの審査により採点されます。
なお、**支援機関は審査には一切関与できないため、審査結果において、当JAは一切責任を負いませんので、ご了承ください。**

新型コロナウイルスの影響を受けた農業者が作成する経営計画書に基づいて取り組む事業継続を支援します

対象者

農業を営む個人または法人（農事組合法人、株式会社等）
※常時使用する従業員数が20人以下であること
※申告書等で農業所得があることを証明できる方

補助上限

150万円

（1）と（2）の合計

補助率：3/4 上限：100万円

（1）経営計画に基づいて実施する経営維持の取組

①国内外の販路の回復・開拓、②事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換、③円滑な合意形成の促進 など

※補助対象経費の1/6以上は、「接触機会を減らす生産・販売への転換」や「感染時の業務継続体制の構築」に充てる必要があります。

補助率：定額 上限：50万円

（2）（1）と併せて行う、事業継続に関するガイドライン等に基づく取組

・作業所、事務所、施設設備等の消毒の実施に必要な経費

※生産部会や集落営農組織などで共同申請も可能

（150万円×参画する農業者の数、上限1,500万円）

【受付期間】第2回：令和2年10月26日(月)～11月9日(月)

※第1回目の申請で採択された方は対象外です。

【実施期間】令和2年5月14日(木)～令和3年2月28日(日)

※実施期間中に契約等で経費が発生し、支払が完了した経費が補助対象です。

5月13日以前に発注されるなど、事前着手された経費は補助対象外です。

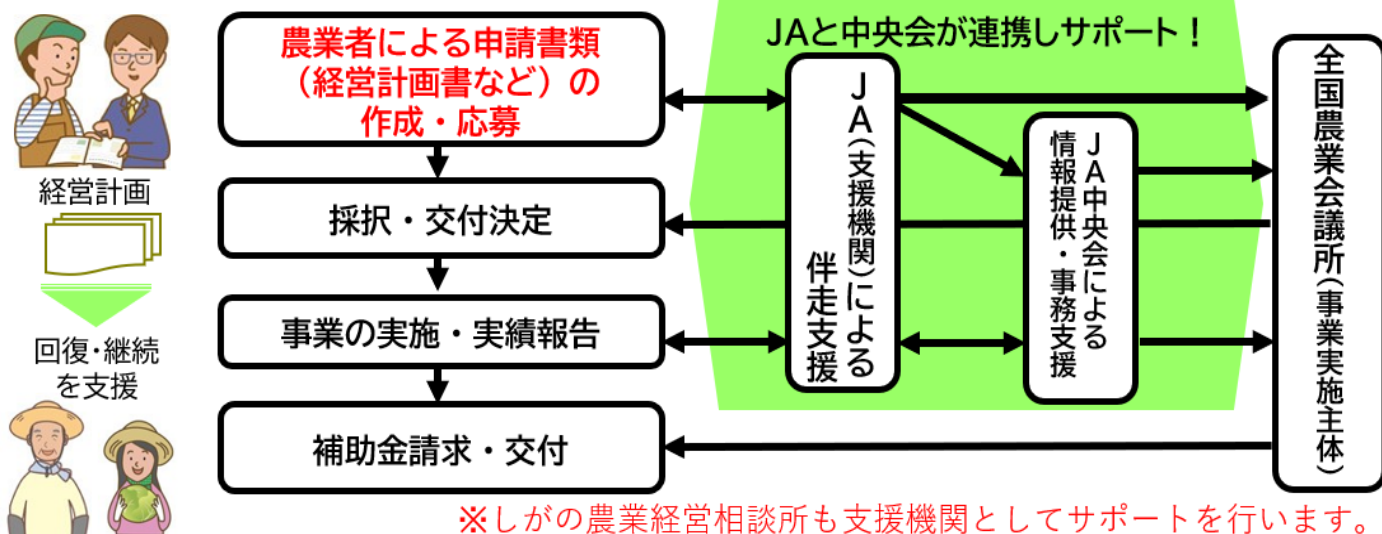
【採択通知】現在未定

【実績報告期限】令和3年3月3日（水）

※事業実績報告書の提出後に補助金が振り込まれます。

事業の流れは次ページへ

【事業の流れ】



※ 接触機会を減らす省力化機械等の例



農薬散布用ドローン

自走式草刈り機



野菜苗移植機



<注意事項>

- ① 1次応募で採択された方は、2次公募の申請ができません。
- ② 審査の結果、不採択となった場合であっても、当JAでは、一切責任を負いません。
- ③ 申請にあたっては、農業者（申請者）自ら経営計画書等の申請書類を作成していただく必要があります。
- ④ 事業実施期限が令和3年2月28日（日）であり、採択通知の後の期間が相当短くなることが想定されます。経営継続補助金の活用の有無にかかわらず、事業の実施を予定されている方につきましては、全額自己負担になる可能性があります。採択通知を待つことなく速やかに対応していただくことを推奨します。

問い合わせ先は裏面へ

＜応募に関する問い合わせ先＞

 **J A こうか** 受付時間 平日8：30～17：15

水口営農経済センター	Tel62-0685	土山営農経済センター	Tel66-1153
甲賀営農経済センター	Tel88-4075	甲南営農経済センター	Tel86-5775
信楽営農経済センター	Tel83-0074	湖南営農経済センター	Tel72-1251
営農経済部 営農購買課 Tel62-0720			

ご相談の際には事前に当JAホームページより申請様式をダウンロードしていただき、経営計画書を含め、記入した申請書類を必ずご持参ください。

【申請様式】 J A こうかホームページ <https://ja-kouka.shinobi.or.jp/>

【公募要領】 経営継続補助金ホームページ <https://keieikeizokuhojokin.info/index.html>

＜＜補助金に関する全体的な問い合わせ先＞＞

経営継続補助金事務局相談窓口（一般社団法人全国農業会議所）

Tel 0 3 — 6 4 4 7 — 1 2 5 3

※しがの農業経営相談所も支援機関としてサポートを行っています

しがの農業経営相談所（事務局）

〒520-0807

滋賀県大津市松本 1 丁目 2 - 20

一般社団法人滋賀県農業会議

TEL:077-523-2439

〒520-8577

滋賀県大津市京町 4 丁目 1 - 1

滋賀県農政水産部

農業経営課地域農業戦略室

TEL:077-528-3845

※このチラシは令和2年度経営継続補助金（2次募集）【公募要領】（令和2年10月19日版）に基づき作成しています。

その後、要件が変更された場合はそれに対応した内容になっていませんので、申請者の皆様は一般社団法人全国農業会議所のホームページから最新の情報を入手した上で対応してください。